

## 基本構想策定の経緯

家族の一員として

犬の鳴き声、糞の放置、猫の餌やりなどの迷惑行為、多頭飼育崩壊、虐待事件の社会問題化など、ペットに関する様々な問題の発生



動物愛護管理のあり方検討委員会の設置 ⇒平成26年11月28日市長に提言を手交。

### 【基本構想の位置付け】

- 動物愛護管理法に基づく札幌市における動物愛護管理の推進にあたっての中長期的な指針
- 市民、行政、事業者、関係機関などが、協働し動物愛護管理を推進するための基本的な考え方

## 第1章

### 動物愛護管理行政の現状と札幌市が抱える課題

(本文p. 2~p. 21)

#### 1 国の動き

「動物の愛護及び管理に関する法律」(昭和48年議員立法で制定)

法の目的:「動物の愛護」「動物の適切な管理(危害や迷惑の防止等)」

動物は人が飼育する家庭動物等をいう。以下、基本構想においても同じ。

⇒平成25年9月大幅な改正法の施行①終生飼育・適正飼育の明示 ②動物取扱業の規制強化 ③罰則の強化

「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」(平成25年改正)

自治体を中心とした関係者間の協働関係の構築や基盤の整備等、施策別の取組が明示

「人と動物が幸せに暮らす社会の実現プロジェクト」(平成25年11月環境省) **殺処分ゼロを目指す**

「**牧原プラン**」(平成26年6月環境省) 飼い主・事業者・ボランティア・NPO・行政が一体となった取組を推奨

年間行政に引き取られる犬猫の頭数:約17.5万頭(うち殺処分:約13万頭) (平成25年度統計)

#### 2 北海道の動き

「北海道動物の愛護及び管理に関する条例」(平成13年制定)

目的:道民の動物愛護精神の醸成、動物の正しい飼い方の普及

「北海道動物愛護管理推進計画」(バーライズプラン)(平成20年2月策定)

#### 3 札幌市の現状

##### (1) 札幌市動物管理センターについて

###### ●動物管理センター本所

(西区八軒9条東5丁目1-31)昭和60年改築  
【所掌業務】業務の管理運営、犬の捕獲、動物の飼育に関する苦情対応など

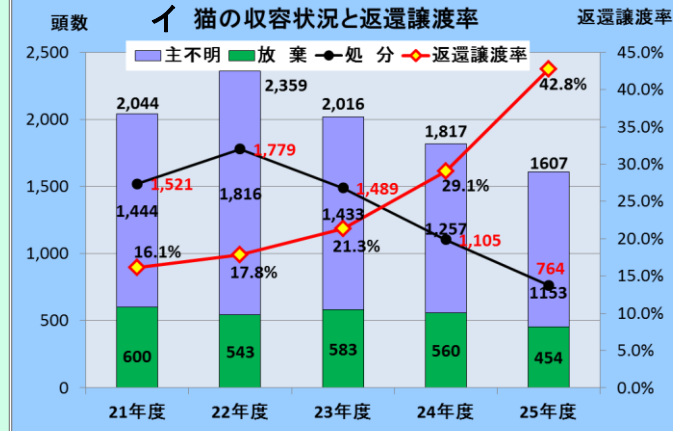
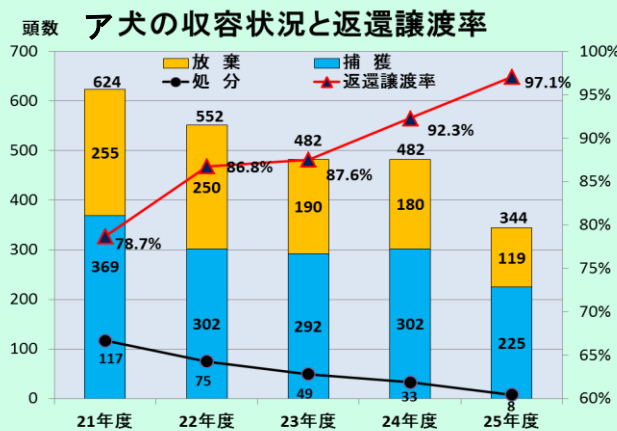
###### ●動物管理センター福移支所

(北区篠路町福移156番地)平成13年改築  
【所掌業務】動物の収容・管理・譲渡・殺処分、ペットの火葬など

##### ●平成25年度 動物管理センター利用者数(概算)

本所:来庁者数 6,420人(24人/日) 電話対応件数 10,560件(40件/日)  
支所:来庁者数 7,552人(28人/日) 電話対応件数 2,640件(10件/日)

## (2) 犬猫の収容状況



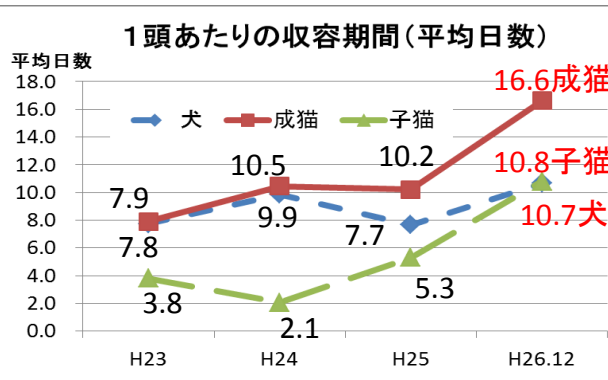
譲渡返還率は向上、殺処分数の大幅な減少

譲渡返還率は向上、殺処分数は減少傾向

#### ウ 犬猫の飼育環境

収容される犬猫は極端に痩せていたり、被毛や爪が伸びていたり、病気を持っていたりする。精神面の変調(攻撃性、怯え等)もある。他都市ではシェルターメディスンによる健康管理とシャンプートリミングの実施により、犬猫を健康で清潔な状態にすることで、譲渡を促進。

#### エ 犬猫の収容期間及び一日当たりの保管頭数について 【収容可能頭数と犬猫の保管状況】



動物	収容可能頭数	保管頭数/日		収容可能オーバー(%) *	
		H25	H26	H25	H26
犬	7	7.3	9.7	39.5%	70.2%
成猫	24	15.8	27.9	13.2%	18.2%
子猫	18	15.1	29.8	2.2%	20.0%

\* 収容可能頭数を超えて収容されている日数の割合

譲渡促進の結果、収容期間が長期化  
成猫で顕著に長期収容となる

成猫・子猫で多くの頭数を保管、犬では7割以上、収容可能数を越えて保管している

#### (3) 犬猫に関する苦情・相談 (ア 実際に現地対応を実施した出動件数)

年度	21	22	23	24	25
犬	699	797	854	829	721
猫	982	1,056	1,056	860	852
合計	1,681	1,853	1,910	1,689	1,573

苦情・相談が年間1,500~1,800件  
犬:糞の放置等による不衛生行為・鳴き声・公園等での放し飼い  
猫:猫の糞尿等による不衛生行為・外猫への給餌行為

#### イ 多頭飼育の問題・相談

年度	24		25		26	
	犬	猫	犬	猫	犬	猫
多頭飼育者からの放棄頭数	0 (0)	295 (14)	34 (2)	256 (6)	0 (0)	208 (9)
総放棄頭数	180	560	119	454	86	350
占める割合	0.0%	52.7%	28.6%	56.4%	0.0%	59.4%

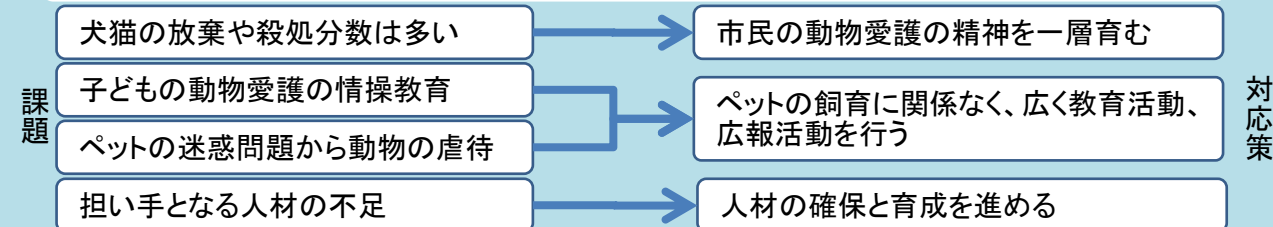
\*平成26年度は12月現在のデータ、( )内は件数

猫の多頭飼育崩壊による放棄頭数は、全体の50%以上

## 4 札幌市が抱える課題

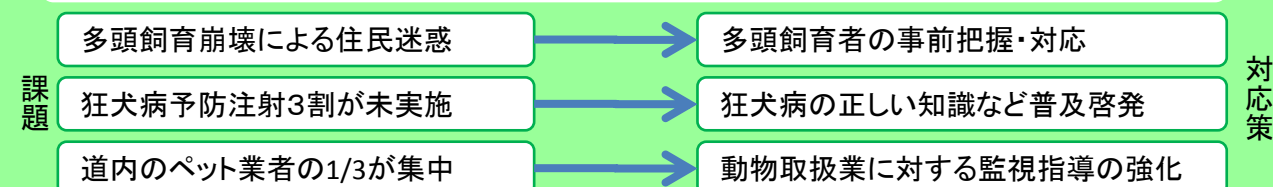
### (1) 動物に対する愛護について

改正法が施行され終生飼育や適正飼育が明記されたが、札幌市の現状から犬猫の放棄や殺処分数は依然として少なくない状況であり、更なる動物愛護の取組の推進が必要

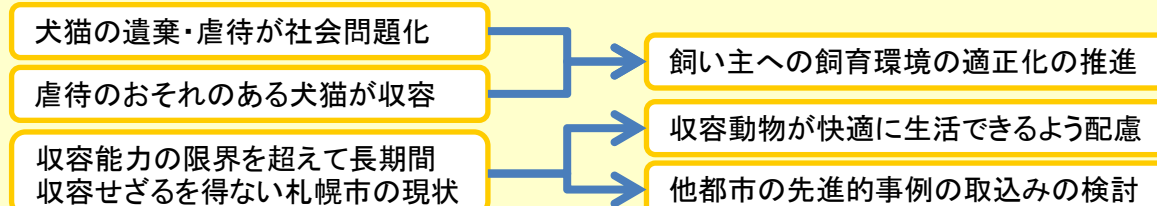


### (2) 飼育動物の適正管理について

犬の糞の放置、鳴き声、放し飼い、猫の糞尿による不衛生、外猫への餌やり等、1日50件もの市民相談あり、飼育動物の適正管理が必要



### (3) 動物の飼育環境への配慮について



他都市では、シェルターメディスンの考え方を収容動物にも適用し、ケアを行い譲渡率の向上を果たしている

## 第2章

### ・動物愛護管理の基本的な考え方

(本文p. 22～p. 25)

基本構想の体系図

### 札幌市動物愛護管理基本構想

人と動物が共生する社会の実現  
“人と動物が幸せに暮らせるまち・さっぽろ”

**1 動物愛護精神の涵養** 《動物愛護の精神を育む》 動物が命あるものとの理解を深めるとともに、動物の命を尊重し、終生飼育や適正飼育ができるよう動物愛護の精神を育みます (施策の方向性：動物愛護思想の普及啓発・関係機関との連携・人材の確保と育成・動物管理センターの機能向上)

**2 動物の適正管理の推進** 《飼い主による適正管理》 飼育している動物が人やその他の動物に危害や迷惑を与えることを防止するとともに、周辺的生活環境の保全に努め必要な措置を講じます (施策の方向性：適正飼育の普及啓発・監視指導の強化・犬の登録と狂犬病予防注射実施率の向上・災害時における対応体制の構築)

**3 動物の福祉向上** 《飼育環境の質の向上》 飼育されているすべての動物の健康及び安全を保持するだけでなく、動物が動物らしく生活できるよう飼育環境の質の向上を目指します (施策の方向性：保護収容動物の福祉の向上・虐待や動物の遺棄等に対する関係機関との対応体制の構築)

協働



## 第3章

### ・基本構想の実現に向けて

(本文p. 26～p. 28)

### 1 札幌市の動物愛護管理に関する条例の制定

#### (1) 条例制定の必要性

H25.9 大幅改正された動物愛護法の施行により、更なる動物愛護の推進が必要

- 【犬】(現行)市畜犬条例で規定→飼育環境の質の向上に係る規定が不足
  - 【猫】(現行)動物愛護管理法・北海道条例で規定→飼主のいない猫の規定がない
  - その他、多頭飼育の届出制、引取り手数料、行政及び関係機関の役割の明確化が必要
- ⇒札幌市独自の条例の制定が必要

(※道条例から外れ、畜犬条例は廃止)

(※政令市20都市中13都市が制定済み、引取り手数料は北海道・札幌市以外の政令市19都市で設定済み)

#### (2) 検討する事項

飼育環境の質の向上、飼い主のいない猫に餌を与える者の遵守事項、多頭飼育の届出制

#### (3) 推進協議会

関係機関が連携・協働し施策を推進する場及び札幌市の動物愛護管理に関する施策の推進について評価・助言・提案できる場として「札幌市動物愛護管理推進協議会(仮称)」を設置

※大半の都道府県が設置済。政令市20都市中、9都市が設置済み。

### 2 札幌市動物愛護管理推進計画(仮称)の策定

具体的かつ中期的な数値目標を明確にし、実行計画として計画的かつ統一的な施策の遂行を実施することを目的として策定

### 3 動物管理センターのあり方の検討

#### (1) 動物管理センターの機能の充実

例)「動物愛護教育」、「動物関係団体等と連携協働の推進」、「ボランティア等の動物愛護活動」、「市民交流の推進」、「適正譲渡の推進」などの機能の充実

#### (2) 動物管理センターの名称の変更

- ・動物愛護管理の役割を果たすのにふさわしい名称への変更
- ・市民に親しみやすい愛称の検討



### ◎ 基本構想の実現に向けたプロセス

(本文p. 29)

